平成２１年（フ）第７５５号
高知市愛宕町３丁目10番５号　森山ハイツ201
債務者　山中　君香
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７５９号
高知市中万々38番地
債務者　安田　貴子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７６３号
高知市北秦泉寺108番地１　サンハイツⅡ201号室
債務者　阿部　梨奈
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７７１号
高知県吾川郡いの町波川610番地２
債務者　瀧石　典昭
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８２号
福岡県直方市大字下境3096番地
債務者　藤川　大和
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第８４号
福岡県直方市大字感田2190番地１
債務者　三嶋　直幸
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第８５号
福岡県直方市大字感田2190番地１
債務者　三嶋美佐子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第１０２号
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山281番地１
債務者　廣田　正彦
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第３０７号
宮崎県児湯郡川南町大字平田6071番地１　南中須住宅２―122号
債務者　川越　佳枝
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４００号
宮崎市橘通東３丁目５番33号
債務者　二宮　京子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４０２号
宮崎県児湯郡新富町大字日置785番地８
債務者　宮ケ中善一
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４３７号
宮崎市東大淀２丁目２番42号　宮住ビル403号
債務者　柳瀬　和紀
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２３０号
宮崎県日向市大字塩見14382番地１
債務者　髙田　幸子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第１６３号
沖縄県沖縄市字美里1211番地２　仲宗根マンション206号
債務者　上間　博之
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１６４号
沖縄県沖縄市字美里1211番地２　仲宗根マンション206号
債務者　上間　敦子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１８１号
宮城県大崎市岩出山字上川原北179番地　岩出山上川原住宅７号棟３号
債務者　武田　弘子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１９９号
宮城県大崎市古川中里１丁目10番20号　ファインコート古川101号、従前の住所東京都新宿区大久保２丁目２番11号　ルート大久保マンション1203
債務者　高村　歩実（従前の氏名高巧玲）
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係